

29北契第574号
平成29年11月14日

入札参加業者各位

契約検査課長

コンサルタント業務にかかる契約保証金の取り扱いについて（お知らせ）

これまで市が発注するコンサルタント業務については、契約保証金を免除扱いとしてきましたが、平成29年12月より以下のとおり、契約保証金を求めることとします。併せて、前払い金制度についても導入しますのでお知らせします。

記

1 概要

- (1) 対象金額 税込設計額 50 万円以上
- (2) 契約保証率 契約金額の 1 割
- (3) 前払金 契約金額の 3 割以内
(ただし、災害救助法適用期間においては 4 割以内)
- (4) 適用月日 平成 29 年 12 月 1 日以降の公告又は指名通知したものから適用する

2 契約保証金等の種類及び手続方法

種類	手続き方法
(1) 契約保証金の納付（現金納付）	①市が発行する納付書により、金融機関等に現金で納付してください。 ②納付後、請負契約書とともに納付書の写しを市へ提出してください。 (業務合格後、「契約保証金等納付明細書」を提出してください。後日、口座に返還します。)
(2) 銀行等の金融機関の保証	①銀行等の金融機関に、契約保証金額に対する保証書を発行してもらいます。 ②保証書（正本）を、請負契約書とともに市へ提出してください。 (業務合格後、「契約保証金等納付明細書」を持参してください。その場で、「契約保証金等納付明細書」と引き換えに保証書をお返しします。)
(3) 保証事業会社（東日本建設業保証株式	①保証事業会社に、契約保証金額に対する保証証書を発行してもらいます。

<p>会社等)の保証 ※前払金保証とセットでなければ契約できないため、前払金請求予定の場合に限られます。</p>	<p>②保証証書(正本)1部を、請負契約書とともに市へ提出してください。 ※前払金の保証証書は、契約締結後、業務担当課へ提出してください。</p>
<p>(4)損害保険会社との履行保証保険契約の締結</p>	<p>①損害保険会社と、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結してください。 ②保険証券(正本)を、請負契約書とともに市へ提出してください。</p>

担当	契約検査課契約係
連絡先	0197-72-8262・8263(直通)